

求職者支援訓練の現状と課題
—各都道府県の完全失業率分析—

乾 基久^{*1} 植松 康祐^{*2}

**Current Status and Issues of Training in Support of
Job Seekers**

— **Analysis of Unemployment Rate for Each Prefecture** —

Motohisa Inui^{*1} Koyu Uematsu^{*2}

Abstract

When Lehman Brothers went bankrupt in 2008, as in previous global financial crises, many workers became unemployed. The situation required that the government support non-regular workers who were not qualified to receive employment insurance.

In 2011, the Ministry of Health, Labor and Welfare established a law to support of employment of specified job seekers through the implementation of job training.

The support system for job seekers has been created by this law with the aim of helping them to find a job faster by improving their skills through job training. Public Employment Security Offices or “Hello Work” gives job seekers “training in support of job seeking” for free in principle and increased benefits for doing the job training.

However, only a few percent of specified job seekers applied to join the system, and the attendance rate for them has decreased year by year. We investigate the actual conditions of training in support of job seekers for each prefecture, discuss the problems of the support system, and make suggestions for improvement.

キーワード

求職者支援訓練、特定求職者、完全失業率、相関分析

Key words

Training in support of Job seekers, Specified job seekers, Unemployment rate,
Correlation analysis

*1 いぬい もとひさ：大阪国際大学大学院経営情報学研究科博士後期課程〈2018.12.6受理〉

*2 うえまつ こうゆう：大阪国際大学グローバルビジネス学部教授

1. はじめに

我が国は、2008（平成20）年9月のアメリカ大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻が引き金となり深刻な経済危機に伴い、離職を余儀なくされる者や失業期間が長期化した。雇用保険に加入していなかった就職困難者に対しても就職支援が必要であることから、国は2009（平成21）年度補正予算により2011（平成23）年9月までの緊急人材育成支援事業を創設した。この事業の一つが緊急人材育成就職支援基金の運用で実施する基金訓練であった。この基金訓練はあくまでも緊急的な事業で3年間の時限的な措置であった。雇用保険に加入していなかった就職困難者（非正規労働者、長期失業者等）である特定求職者¹に対する就職支援が継続的に必要として、2011（平成23）年10月、緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、「特定求職者¹就職支援法」が施行された。主に雇用保険を受給できない者に対する新たな雇用のセーフティーネットとして、「求職者支援制度」が恒久制度として創設された。この求職者支援制度の下で実施される職業訓練が「求職者支援訓練」である。

本研究は、求職者支援訓練の対象者である特定求職者数に対し、受講者の割合が減少傾向にある現状を踏まえ、求職者支援訓練の分析を完全失業率²の観点から行い、課題を抽出し対応策を示し、今後の求職者支援訓練のあり方について検討するものである。

2. 求職者支援訓練の概要

2-1. 主旨

求職者支援訓練の実施機関は、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）であり、訓練実施の全てを民間教育訓練機関（以下「訓練実施機関」という。）に委託している。

求職者支援訓練の主旨としては、基金訓練と同じく、特定求職者が早期の再就職を目指してのスキルアップをするために、無料で職業訓練を受講するとともに、本人や世帯全体の収入、資産物件など一定の支給要件を満たす場合に職業訓練を受けやすくするため給付金を支給する。公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）が中心となって訓練受講者個々の支援計画を作成し、訓練の開始前、期間中、修了後と訓練実施機関と密接な連携を図り、一貫してきめ細かな就職支援を実施することにより、早期の安定した就職に結びつけることを目指すものである。よって、本制度が就職に直結する制度となるように、適正な訓練設定をし、訓練受講者には厳しい出席要件とハローワークへの来所義務が課せられている。

2-2. 対象者

求職者支援訓練を受講する対象者は、特定求職者であって、①ハローワークに求職の申し込みをしている者、②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない者、③労働の意思

と能力があること、④職業訓練の支援を行う必要があるとハローワークが認めた者、の要件を全て満たしている者である。具体的には、雇用保険の受給終了者及び受給要件を満たさなかった者、雇用保険の適用がなかった者、就業経験がない学卒未就職者、中退未就職者、就業経験が短期間で乏しい非正規労働者、就業経験に長期のブランクがある失業者、育児等のブランクがある者、自営廃業者等となっている。

2-3. 内容

求職者支援訓練の内容は、民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定し、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた都道府県別の地域職業訓練実施計画³を策定し、これを踏まえた内容である。訓練の種類として、「基礎コース（専ら就職に必要な基礎的な技能等を付与するための職業訓練）」と「実践コース（基礎的な技能等並びに実践的な技能等を付与するための職業訓練）」がある。

基礎コースは、社会人経験の少ない者や短期間での就職を目指す特定求職者等に対し、社会人として多くの職種に共通する職務遂行のための基本的な技能及びそれに関する職業スキル等を付与することを目的とし、訓練期間は2～4か月である。訓練分野はワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトやWEBページ作成ソフトを用いた基礎的な技能等の修得である。また、訓練開始当初の1か月間に100時間以上の職業能力開発講習⁴という訓練を必修としている。2016（平成28）年10月以降に開講する訓練科から、基礎コースに訓練分野20分野が設定された。

なお、基礎コースのうち2016（平成28）年10月1日から2020（平成32）年3月31日までの間に開始される期間において、建設業の人手不足感による人材確保を目的に、主に技能講習や大型特殊自動車免許を取得する職業訓練として「建設人材育成コース」が設定されている。また、保育士または看護師もしくは准看護師の有資格者を対象に、離職後のブランクに対応するための学び直しを行う訓練を実施する「職場復帰支援コース」が設定されている。

一方、実践コースは、就職希望職種が定まっている特定求職者に対し、基礎的な職業スキルに加えて、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与することを目的とし、訓練期間は3～6か月であり、主な訓練分野は、IT、営業・販売・事務、医療事務、介護福祉、デザインなどの19分野である。

特定求職者が上述の要件を満たし、求職者支援訓練の受講を希望すると、ハローワークでキャリアコンサルティングを実施し、受講が必要と判断され、適切な訓練コース（基礎・実践及び訓練分野）が選定された者には受講申込書が渡され、訓練実施機関への申し込みとなり、訓練実施機関が行う選考により合格となれば求職者支援訓練の受講が認められることになる。

2-4. 財源

求職者支援制度の恒久化にあたり、その財源が問題となった。従来の支援事業は、国が全額負担していたが、財政が厳しいなか雇用保険料の活用が浮上した。セーフティーネッ

トの恒久化を最優先とし、求職者支援制度を利用した特定求職者が将来雇用保険加入者になるとして、雇用保険料の活用を実施することになった。財源は原則、国庫負担は1/2（暫定でさらにその55%）となり、残りは雇用保険料（労使双方がそれぞれ1/4負担）で賄われる。しかし、平成25年11月の職業安定分科会雇用保険部会（第94回）の資料では、現行、国庫負担27.5/100 労使負担72.5/100（労使折半）となっている。

2-5. 職業訓練受講給付金

特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練を受講（公共職業訓練の受講も含む）し、訓練期間中から訓練終了後に至るまで定期的にハローワークに来所し、職業相談を受け、訓練期間中一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）が支給単位期間⁵（原則1ヶ月）毎に支給され、支給額及び支給要件は以下の通りである。

(1) 支給額

- ① 職業訓練受講手当 → 月額10万円。
- ② 通所手当 → 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額（定期代）となる。
- ③ 寄宿手当⁶ → 月額10,700円。

(2) 支給要件

- ① 本人収入⁷が8万円以下。
- ② 世帯⁸全体の収入が月25万円以下。
- ③ 世帯全体の金融資産が300万円以下。
- ④ 現在の居住場所以外に土地・建物を所有していない。
- ⑤ 全ての訓練実施日に出席⁹している。
（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割¹⁰以上の出席率がある）
- ⑥ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない。
- ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない。なお、過去に職業訓練受講給付金を受講したことがある場合は、前回の受給から6年以上（不正に受給した場合は9年以上）経過していることが必要である。

2-6. 認定職業訓練実施奨励金

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されることを奨励するため、求職者支援訓練実施機関に対し、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行い、一定の支給要件を満たす場合、認定職業訓練実施奨励金が訓練実施後に支給される。認定職業訓練実施奨励金は、認定職業訓練実施基本奨励金（以下「基本奨励金」という。）、認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）、託児サービス付きの訓練コースにおいては訓練施設内保育実施奨励金（以下「保育奨励金」という。）に区分される。受給できる奨励金は実施するコース（基礎・実践）により異なる。基礎コース実施の場合、基本奨励金が支給され、実践コース実施の場合、基本奨励金と付加奨励金が支給される。認定職業訓練

実施奨励金の支給期間は、訓練開始から終了までの訓練実施期間で支給されるが、支給額は、訓練期間を1か月単位で区切った支給単位期間を用い算定し支給される。各奨励金の支給時期及び支給額等は以下の通りである。

(1) 基本奨励金

基本奨励金は、求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給される奨励金である。

- ① 支給時期は、基本奨励金支給対象期間¹¹毎に支給される（訓練終了後の一括支給も可能）。
- ② 支給額は、次の算定式により算出される。

【支給単位期間が28日以上の場合】

- （基礎コース）受講者数¹²×6万円×支給単位期間数
- （基礎コース・建築人材育成コース）受講者数×10万円×支給単位期間数
- （実践コース）受講者数×5万円×支給単位期間数

【支給単位期間が28日未満の場合】

- （基礎コース）受講者数×3,000円×訓練実施日数（上限6万円）
- （基礎コース・建築人材育成コース）受講者数×5,000円×訓練実施日数（上限10万円）
- （実践コース）受講者数×2,500円×訓練実施日数（上限5万円）

※中途退校者の取扱いについては、支給単位期間の途中（28日未満）で受講を取りやめた受講者については、退校日を含む支給単位期間の支給額は、次の算定式により算出する。

- （基礎コース）3,000円・（基礎コース・建設人材育成コース）5,000円・（実践コース）2,500円×取りやめた日までの訓練実施日数

(2) 付加奨励金

実践コースを実施した場合、その訓練の修了者などの就職実績（＝就職率）が一定水準以上である訓練実施機関に支給される。

- ① 支給時期は、訓練終了後に修了者などの就職実績を確認した後に支給される。
- ② 支給額は、次の算定式により算出される。

【支給単位期間が28日以上の場合】

- 「受講者数¹³×就職実績に応じた単価×支給単位期間数」
- 就職実績に応じた単価は、就職率が60%以上は2万円、35%以上60%未満は1万円である。

【支給単位期間が28日未満の場合】

- 「受講者数×就職実績に応じた単価×訓練実施日数」
- 就職実績に応じた単価は、就職率が60%以上は1,000円（上限2万円）、35%以上60%未満は500円（上限1万円）である。ここでいう就職率の算定は次の算定式¹⁴により算出される。

「(訓練修了者のうち就職した者¹⁵+就職による中途退校者)÷(訓練終了者+就職による中途退校者)」

(3) 保育奨励金

訓練期間中（基礎コース及び実践コース）に託児サービスの提供を行った訓練実施機関に支給される。

- ① 支給時期は、基本奨励金の基本奨励金支給対象期間毎に支給される（訓練終了後の一括支給も可能）。
- ② 支給額は、基本奨励金の支給対象期間内に、実際に託児サービスの提供に要した経費の合計額である。ただし、支給単位期間ごとに「子1人につき66,000円を上限」とする。

2-7. 連続受講

求職者支援訓練などの職業訓練を一度受講した場合、その修了後または中途退校後1年間は再び職業訓練を連続して受講できない。また、求職者支援訓練の基礎コースの受講は、以前に何らかの職業訓練を受講していた場合、前の職業訓練修了後2年を経過するまで受講はできない。ただし、求職者支援訓練の基礎コースから求職者支援訓練の実践コース及び公共職業訓練（離職者訓練）¹⁶については、ハローワークで連続受講の必要性が認められた場合、例外的に1年以内の連続受講が可能である。よって、特定求職者が何らかの事情により長期間の支援が必要な場合は、最初は基礎コースを選択し、ハローワークに連続受講を認めてもらう必要がある。

2-8. 求職者支援制度の見直し等の経過

求職者支援制度は、特定求職者就職支援法施行後3年を目途として見直すとの規定（附則第13条）により、2013（平成25）年12月の雇用保険部会報告及び職業能力開発分科会報告に基づき見直しを実施した。主な見直しは、①訓練への誘導等で、訓練実施機関がより効果的な受講生募集を行うためのルールを明確化する。②求職者支援訓練の質及び量の確保で、コース認定（選定）の際の評価要素を見直し、訓練実施機関が必要な訓練を十分に実施できるようにするための認定職業訓練実施奨励金の支給要件の見直しをする。③職業訓練受講給付金の支給要件の見直しで、やむを得ない理由により訓練実施日を欠席する場合のカウント方法等を見直し、また、やむを得ない理由に該当する事項のうち、ハローワークが指示する就職面接の場合など、訓練受講より優先すべき場合などを訓練出席日数のカウントから除外するよう見直す。④安定した就職に向けた支援の充実で、制度実績を把握する就職として、「雇用保険が適用される就職」に見直し。以上が2014（平成26）年4月1日改正省令施行により見直された。なお、2014（平成26）年7月1日改正省令施行により、管轄ハローワークの取扱いの見直しを実施し、職業訓練受講給付金の支給手続に係る管轄ハローワークの取扱いを緩和した。また、2015（平成27）年7月1日改正省令施行により、職業訓練受講給付金の支給手続を見直し、職業訓練受講給付金の支給手続について、申請書類の事項期限内の提出に係る取扱いを明確化した。

3. 求職者支援訓練の現状分析

3-1. 現状分析（全国）

求職者支援訓練の受講者は、特定求職者数の減少に伴い毎年減少傾向にある。2017（平成29）年度は未確定の数値があるため、2016（平成28）年度を視ると特定求職者数2,419千人に対し、受講者は32,306人となっており、特定求職者数の1.3%の者しか求職者支援訓練を利用していないという低い割合である。訓練実施機関の開講コース充足率は57.2%になっており、開校中止率22.7%を含めると募集定員を大きく下回っている。要因として雇用の改善により完全失業率の低下（2016（平成28）年度：3.0%）及び有効求人倍率¹⁷の上昇（2016（平成28）年度：1.39倍）が挙げられる。

表3-1 求職者支援訓練の状況等

| | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) | 2017年度 (平成29年度) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 新規求職者数 (人) | 4,478,835 | 4,155,711 | 3,861,870 | *1 2,520,937 |
| 特定求職者数 ^① (人) | 2,856,077 | 2,628,924 | 2,419,272 | *1 1,545,738 |
| 雇用保険受給者数 (人) | 1,622,758 | 1,526,787 | 1,442,598 | *1 975,199 |
| 認定上限値 (人) | 166,482 | 83,080 | 82,220 | 63,950 |
| 基礎コース (人) | 41,360 | 21,795 | 31,695 | 24,742 |
| 実践コース (人) | 125,122 | 61,285 | 50,525 | 39,208 |
| 申請数 (人) | 152,226 | 112,369 | 75,704 | 71,294 |
| 基礎コース (人) | 41,989 | 29,454 | 27,427 | 22,800 |
| 実践コース (人) | 110,237 | 82,915 | 48,277 | 48,494 |
| 認定定員 (人) | 104,974 | 79,394 | 72,427 | 61,594 |
| 基礎コース (人) | 31,068 | 21,597 | 24,150 | 20,532 |
| 実践コース (人) | 77,906 | 57,797 | 48,277 | 41,062 |
| 受講者数 ^② (人) | 55,002 | 40,587 | 32,306 | 26,822 |
| 基礎コース (人) | 16,458 | 11,653 | 10,447 | 8,126 |
| 実践コース (人) | 38,544 | 28,934 | 21,859 | 18,696 |
| 開校率 (%) | 83.0 | 81.9 | 77.3 | 76.6 |
| 中止率 (%) | 17.0 | 18.1 | 22.7 | 23.4 |
| 開講コース充足率 (%) | 62.0 | 61.7 | 57.2 | 56.0 |
| 受講割合 [(B)/A] (%) | 1.9 | 1.5 | 1.3 | *1 1.7 |
| 就職率（雇用保険適用） (%) | 55.3 | 58.7 | 61.4 | *2 54.5 |
| 基礎コース (%) | 53.0 | 56.4 | 58.9 | *2 56.7 |
| 実践コース (%) | 57.6 | 60.9 | 63.8 | *2 64.6 |
| 給付金受給者数 ^③ (人) | 20,986 | 14,228 | 10,368 | *3 — |
| 受給者割合 [(C)/B] (%) | 38.2 | 35.1 | 32.1 | *3 — |
| 完全失業率 (%) | 3.6 | 3.4 | 3.1 | 2.8 |
| 有効求人倍率 (倍) | 1.11 | 1.23 | 1.39 | 1.54 |

*1 → 2017（平成29）年4月～11月までの8か月間の数値

*2 → 2017（平成29）年12月末までに終了した終了者等の就職状況（訓練終了3か月後）

*3 → 2017（平成29）年度未確定

厚生労働省中央訓練協議会資料を基に筆者作成

求職者支援訓練の創設された直後の通年（2012（平成24）年度）状況から直近の2017（平成29）年度の受講状況は、2012（平成24）年度の基礎コースが26,256人、実践コースが72,285人から2017（平成29）年度の基礎コースが8,126人、実践コースが18,696人と基礎コースで69%減、実践コースで74%減と毎年減り続けている。これは、完全失業率及び有効求人倍率の改善という事由は一要因でしかなく、求職者支援訓練自体が特定求職者のニーズに対応しきれていない状況であることが根本的な要因ではないかと考える。

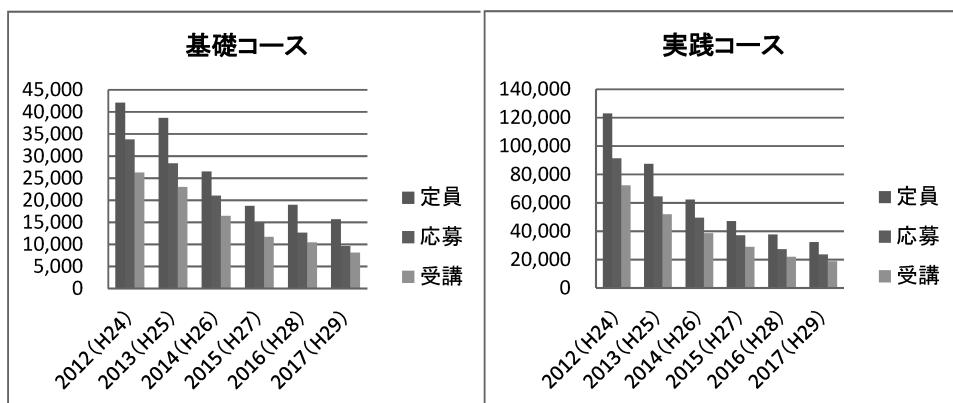


図3-1 受講状況等グラフ

3-2. 現状分析（都道府県の完全失業者数より）

平成28年度データを使用した都道府県分析に関しては、基礎コースと実践コースに分かれているが、その合計数を訓練者数として扱った。また、完全失業者¹⁸数のモデル推計については、以下の取扱いを行った。

- ・ 労働力調査は、都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。
- ・ 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定しています。
ただし、2017年1～3月期平均公表時については、2017年1月からのベンチマーク人口の切替えに伴い、2010年10月まで、推計に用いる結果数値を2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えたことから（※3参照）、2010年10～12月期まで遡って結果を改定しました。
- ・ 都道府県別結果の新たな統計的手法による推計（時系列回帰モデルによる推計）について（PDF：88KB）（2013年5月31日更新）

求職者支援訓練の現状と課題—各都道府県の完全失業率分析—

表3-2 申請状況及び完全失業率

| 2017 (H29) | 都道府県 | 基礎コース | | | | 実践コース | | | | 基礎比率 | 完全失業率 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 上限値 | 申請 | 認定 | 申請割合 | 上限値 | 申請 | 認定 | 申請割合 | | |
| 1 | 島根 | 240 | 192 | 192 | 80.0% | 240 | 195 | 195 | 81.0% | 50.0% | 1.1% |
| 2 | 和歌山 | 270 | 390 | 300 | 144.0% | 330 | 452 | 412 | 137.0% | 45.0% | 1.6% |
| 3 | 福井 | 200 | 145 | 145 | 73.0% | 280 | 295 | 295 | 105.0% | 42.0% | 1.7% |
| 4 | 鳥取 | 240 | 176 | 176 | 73.0% | 330 | 357 | 335 | 108.0% | 42.0% | 1.7% |
| 5 | 石川 | 260 | 197 | 197 | 76.0% | 220 | 243 | 243 | 110.0% | 54.0% | 1.8% |
| | | 1,210 | 1,100 | 1,010 | 90.9% | 1,400 | 1,542 | 1,480 | 110.1% | 46.4% | 1.6% |
| 43 | 北海道 | 1,070 | 1,032 | 1,032 | 96.0% | 2,160 | 2,345 | 2,286 | 109.0% | 33.0% | 3.3% |
| 44 | 青森 | 460 | 736 | 515 | 160.0% | 460 | 730 | 510 | 159.0% | 50.0% | 3.4% |
| 45 | 大阪 | 3,563 | 3,603 | 2,834 | 101.0% | 6,617 | 9,784 | 6,803 | 148.0% | 35.0% | 3.4% |
| 46 | 福岡 | 1,376 | 1,191 | 1,081 | 87.0% | 2,344 | 2,735 | 2,250 | 117.0% | 37.0% | 3.4% |
| 47 | 沖縄 | 585 | 921 | 738 | 157.0% | 715 | 1,198 | 629 | 168.0% | 45.0% | 3.8% |
| | | 7,054 | 7,483 | 6,200 | 106.1% | 12,296 | 16,792 | 12,478 | 136.6% | 36.5% | 3.5% |
| | 全国 | 24,742 | 22,800 | 20,532 | 92.0% | 39,208 | 48,494 | 41,062 | 124.0% | 39.0% | 2.8% |

| 2016 (H28) | 都道府県 | 基礎コース | | | | 実践コース | | | | 基礎比率 | 完全失業率 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 上限値 | 申請 | 認定 | 申請割合 | 上限値 | 申請 | 認定 | 申請割合 | | |
| 1 | 島根 | 240 | 197 | 197 | 82.0% | 240 | 199 | 199 | 83.0% | 50.0% | 1.7% |
| 2 | 福井 | 200 | 190 | 165 | 95.0% | 280 | 330 | 290 | 118.0% | 42.0% | 1.9% |
| 3 | 三重 | 277 | 191 | 176 | 69.0% | 333 | 207 | 201 | 62.0% | 45.0% | 2.0% |
| 4 | 和歌山 | 285 | 326 | 307 | 114.0% | 405 | 527 | 434 | 130.0% | 41.0% | 2.0% |
| 5 | 石川 | 240 | 155 | 155 | 65.0% | 240 | 169 | 169 | 70.0% | 50.0% | 2.1% |
| | | 1,242 | 1,059 | 1,000 | 85.3% | 1,498 | 1,432 | 1,293 | 95.6% | 45.3% | 1.9% |
| 43 | 福岡 | 2,535 | 2,088 | 1,896 | 82.0% | 2,535 | 3,726 | 2,504 | 147.0% | 50.0% | 3.5% |
| 44 | 北海道 | 1,730 | 1,062 | 1,062 | 61.0% | 2,600 | 2,347 | 2,249 | 90.0% | 40.0% | 3.6% |
| 45 | 青森 | 615 | 765 | 701 | 124.0% | 615 | 896 | 631 | 146.0% | 50.0% | 3.9% |
| 46 | 大阪 | 3,985 | 4,363 | 3,240 | 109.0% | 8,875 | 12,886 | 9,180 | 145.0% | 31.0% | 4.0% |
| 47 | 沖縄 | 716 | 863 | 638 | 121.0% | 1,074 | 1,356 | 949 | 126.0% | 40.0% | 4.4% |
| | | 9,581 | 9,141 | 7,537 | 95.4% | 15,699 | 21,211 | 15,513 | 135.1% | 37.9% | 3.9% |
| | 全国 | 31,695 | 27,427 | 24,150 | 87.0% | 50,525 | 59,174 | 48,277 | 117.0% | 39.0% | 3.1% |

求職者支援訓練に関するデータ（厚生労働省）及び労働力参考資料（総務省）を基に筆者作成

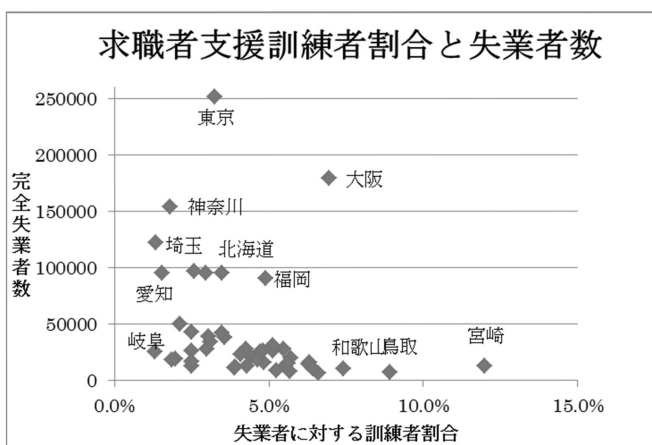


図3-2 都道府県別失業者数に対する求職者支援訓練者割合散布図

各都道府県において、基礎コース、実践コース共に、上限値が決められており、それに対する申請があり、その申請に対して最終的な認定が決定されている。認定割合は上限値に対する認定数の割合であり、基礎コース、実践コースの平均である。各都道府県においては、上限数を超えて申請した場合、その上限を超えて認定されている場合が多々ある。

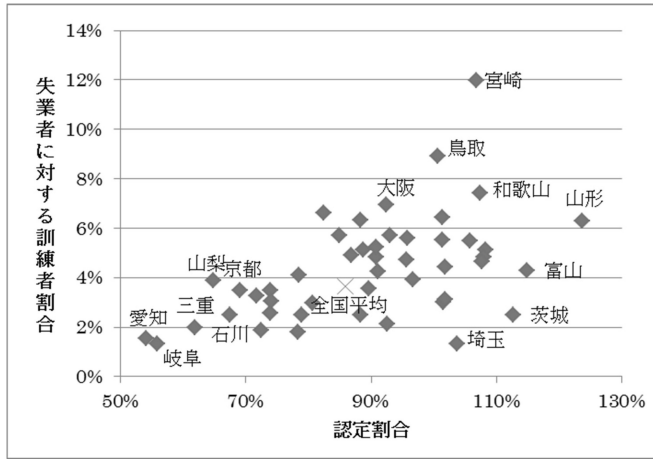


図 3-3 都道府県別認定割合散布図

図 3-3 と 3-4 のグラフから分かるように宮崎の訓練者割合が非常に高い。愛知、岐阜、三重の三県は、上限値に対して、半数程度しか申請がなく、訓練者数が非常に少ないことが分かる。

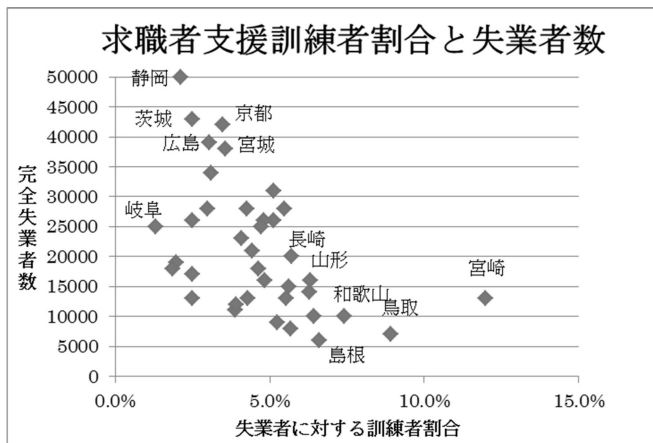


図 3-4 都道府県別失業者数に対する求職者支援訓練者割合散布図

ここでも、宮崎県だけは突出して訓練者の割合が高い。愛知を含めて、近隣の岐阜、静岡での訓練者の割合が低い。宮崎、鳥取、島根では求職者支援が行き届いている都道府県である。

3-3. 現状分析（10都道府県の完全失業率より）

前節では完全失業者数を用い分析を行ったが、人口比例から都市部の完全失業者数が多いのは当然である。本節では完全失業率を用い、全国より完全失業率の上位5都道府県、下位5都道府県の2017（平成29）年度及び2016（平成28）年度の訓練実施機関の申請状況から、10都道府県の求職者支援訓練を分析する。

完全失業率の低い5都道府県と高い5都道府県との申請割合を比較すると、前者が後者に比べ低い割合となっている。全国の平均値と比較しても、低い割合となっている。特に2017（平成29）年度、2016（平成28）年度とも完全失業率が一番低い島根県では基礎コース及び実践コースの何れでも100%を切っている。これは、完全失業率の低い都道府県では求職者支援訓練を実施しなくとも特定求職者が就職できる状況であり、申請割合と完全失業率との関係が顕著に表れている。この結果を踏まえ、完全失業率の高い都道府県の特定求職者に対し求職者支援訓練の利用を促す必要性があると考ええる。

この10都道府県の完全失業率はいかなる要因により差が生じたのかを次章で分析することにする。

4. 完全失業率に関する分析

完全失業率は、リーマンショック後の2009年をピークに減少を続けている。2018年に総務省から公表された月次9月（季節調整値）では、全国平均2.3にまで減少している。

表4-1 10都道府県（上位5・下位5）の完全失業率推移

| 順位 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成 西暦 | 島根県 | 福井県 | 富山県 | 三重県 | 静岡県 | 北海道 | 福岡県 | 青森県 | 大阪府 | 沖縄県 | 全国 |
| 24 (2012) | 2.5 | 2.6 | 3.0 | 3.2 | 3.3 | 5.2 | 5.2 | 5.3 | 5.4 | 6.8 | 4.3 |
| | 福井県 | 富山県 | 島根県 | 三重県 | 岐阜県 | 北海道 | 大阪府 | 青森県 | 福岡県 | 沖縄県 | 全国 |
| 25 (2013) | 2.6 | 2.8 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 4.6 | 4.8 | 4.9 | 5.0 | 5.7 | 4.0 |
| | 福井県 | 三重県 | 島根県 | 富山県 | 岐阜県 | 北海道 | 青森県 | 大阪府 | 福岡県 | 沖縄県 | 全国 |
| 26 (2014) | 2.1 | 2.3 | 2.5 | 2.6 | 2.6 | 4.1 | 4.3 | 4.5 | 4.6 | 5.4 | 3.6 |
| | 福井県 | 三重県 | 石川県 | 島根県 | 滋賀県 | 兵庫県 | 福岡県 | 大阪府 | 青森県 | 沖縄県 | 全国 |
| 27 (2015) | 1.8 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.4 | 3.8 | 4.1 | 4.2 | 4.3 | 5.1 | 3.4 |
| | 島根県 | 福井県 | 三重県 | 和歌山県 | 石川県 | 福岡県 | 北海道 | 青森県 | 大阪府 | 沖縄県 | 全国 |
| 28 (2016) | 1.7 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 3.5 | 3.6 | 3.9 | 4.0 | 4.4 | 3.1 |
| | 島根県 | 和歌山県 | 福井県 | 鳥取県 | 石川県 | 北海道 | 青森県 | 大阪府 | 福岡県 | 沖縄県 | 全国 |
| 29 (2017) | 1.1 | 1.6 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 3.8 | 2.8 |

労働力参考資料（総務省）を基に筆者作成

都道府県別での失業率の推移（上位5と下位5都道府県）は、以下のようである。

この傾向は、10年以上遡っても最下位は常に沖縄で、上位には山陰と北陸の都道府県が並ぶ状況に大差はない。

一般的には、完全失業率の減少理由として挙げられるのは、少子高齢化の問題であるが、地域ごとの特性を見ると、それだけで完全に説明することは困難である。たとえば、青森や岩手などの東北地域の高齢化が進んでいるにも関わらず、比較的失業率は高い傾向にある。そこで、どのような要因が、完全失業率と関係しているのかについて分析を行った。まず、試みたのが産業構造による要因が影響を及ぼしているのではないかと仮説を立てた。全体の傾向として、沖縄を除くと大都市を持つ都道府県での失業率が高い傾向にあるために、農業や水産業の第1次産業従事者の割合が多い地域では失業率が低いのではないかと予想した。しかし、相関分析の結果は、失業率と第1次産業にはほとんど相関はなかった。逆に、非常に高い相関を示したのが、第2次産業と第3次産業であった。すなわち、沖縄と都市部を抱える都道府県では、1,000人当たりでの第2次産業従事者の割合が低く、第3次産業従事者の割合が高いところが、失業率が高い傾向を示した。特に、沖縄の産業構造的には、東京とほとんど同じ構造になっているにも関わらず、実際には大きな産業がないために、失業率が高くなっている。また、沖縄は65歳以上割合が最も低く、山陰や東北地域のように高齢化が進んでいない。失業率の低い福井、富山、三重などの都道府県は、全くその逆の傾向であった。ただし、名古屋の都市部を抱える愛知だけは例外で、第2次産業従事者の割合が高く失業率が低い。この要因は、愛知にはトヨタ自動車産業関連の工場が多数あることによるものであると推察できる。愛知に隣接する岐阜や静岡なども、この恩恵を受けているため、愛知と同様な産業構造となっている。このことから、各都道府県の産業構造が失業率に大きな影響を与えることが読み取れた。ここで使用

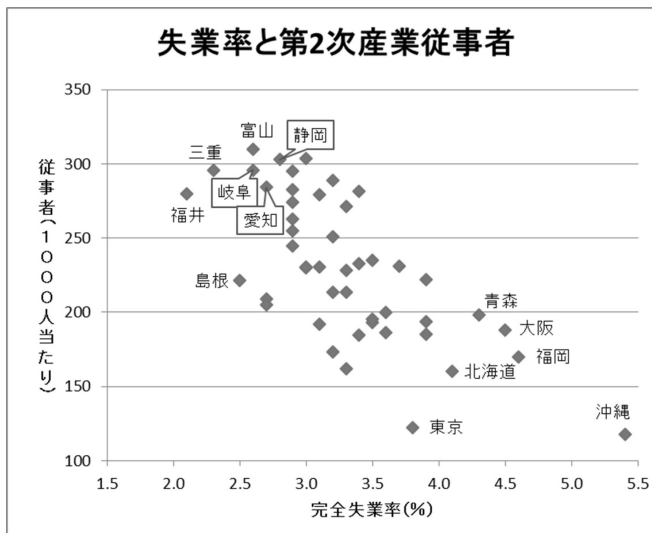


図4-1 都道府県別失業率と第2次産業従事者散布図

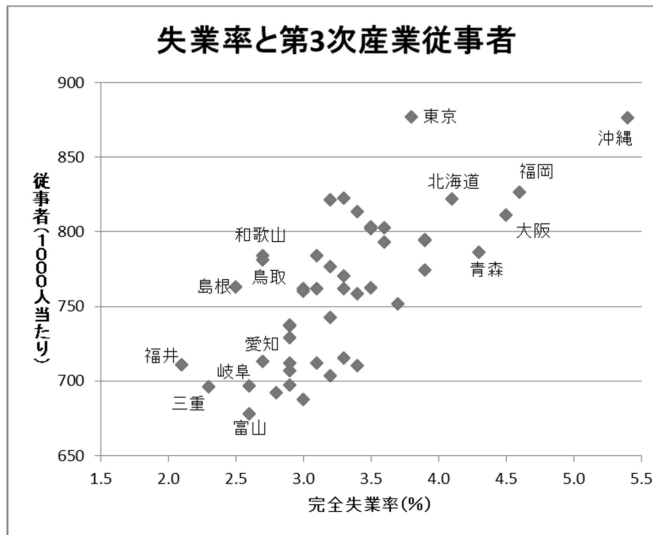


図4-2 都道府県別失業率と第3次産業従事者散布図

したデータは、2014年度の完全失業率と産業構造データである。2017年度のデータでは、各都道府県共に完全失業率が低下しており、その差異を出すのが困難であるためである。

完全失業率を目的関数とし、第2次産業従事者の割合と第3次産業従事者の割合を説明変数とした回帰分析の結果をそれぞれ提示しておく。決定係数の値が若干低い、共に有意性は示されている。この結果は、第2次産業従事者の割合と第3次産業従事者の割合が

表4-2 失業率と第2次産業に関する回帰分析結果

失業率と第2次産業
2014年度データ
概要

| 回帰統計 | |
|--------|----------|
| 重相関 R | 0.696701 |
| 重決定 R2 | 0.485392 |
| 補正 R2 | 0.473956 |
| 標準誤差 | 0.450875 |
| 観測数 | 47 |

分散分析表

| | 自由度 | 変動 | 分散 | 観測された分散比 | 有意 F |
|-----|-----|----------|----------|-------------|----------|
| 回 帰 | 1 | 8.628621 | 8.628621 | 42.44523855 | 5.36E-08 |
| 残 差 | 45 | 9.147974 | 0.203288 | | |
| 合 計 | 46 | 17.7766 | | | |

| | 係数 | 標準誤差 | t | P-値 | 下限 95% | 上限 95% | 下限 95% | 上限 95% |
|-------|----------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 切 片 | 5.32287 | 0.318661 | 16.70387 | 6.50659E-21 | 4.681054 | 5.964686 | 4.681054 | 5.964686 |
| 第2次産業 | -0.00885 | 0.001359 | -6.515 | 5.35519E-08 | -0.01159 | -0.00612 | -0.01159 | -0.00612 |

都道府県別統計とランキングで見る県民性を参考に筆者作成

表4-3 失業率と第3次産業に関する回帰分析結果

失業率と第3次産業

2014年度データ

概要

| 回帰統計 | |
|--------|----------|
| 重相関 R | 0.706564 |
| 重決定 R2 | 0.499233 |
| 補正 R2 | 0.488105 |
| 標準誤差 | 0.44477 |
| 観測数 | 47 |

分散分析表

| | 自由度 | 変動 | 分散 | 観測された分散比 | 有意 F |
|-----|-----|----------|----------|-------------|----------|
| 回 帰 | 1 | 8.87467 | 8.87467 | 44.86222186 | 2.86E-08 |
| 残 差 | 45 | 8.901926 | 0.197821 | | |
| 合 計 | 46 | 17.7766 | | | |

| | 係数 | 標準誤差 | t | P-値 | 下限 95% | 上限 95% | 下限 95% | 上限 95% |
|-------|----------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 切 片 | -3.50963 | 1.017476 | -3.44934 | 0.001231469 | -5.55893 | -1.46032 | -5.55893 | -1.46032 |
| 第2次産業 | 0.008934 | 0.001334 | 6.697927 | 2.86238E-08 | 0.006247 | 0.01162 | 0.006247 | 0.01162 |

都道府県別統計とランキングで見る県民性を参考に筆者作成

強い逆相関にあるためである。

各都道府県の豊かさを表す指標としては、一人あたりの所得、GDP、最低賃金、貯蓄残高などが考えられるが、これらの指標では富山や福井が豊かな県であることを表現することはできない。そこで、完全失業率と関係があるのが、家族構成や家庭環境ではないかと仮説を立てた。

都市部のような核家族構成より三世代が同居する家族構成の方が、持ち家率も高く、広い住宅環境において、豊かな暮らしが営まれていると想像できる。ここでは、2014年度の完全失業率と2015年度の三世代世帯人数（100人当たり）のデータを使用した。失業率の低い福井、島根、富山での三世代世帯人数が高いことが分かる。ここでも、沖縄は都市部を抱える大阪、福岡と同様に核家族化が進んでいる。次に、持ち家住宅延べ床面積（2013年度）との関係を調べた。三世代世帯人数と同様な関係が示されている。この2つのグラフからも、福井、富山、島根、鳥取では、同居家族が広い家で豊かに生活していることが、完全失業率との関係があると説明できる。

最後に、リーマンショック直後の非常に失業率の高い時期（2009年度）の高等学校卒業生の就職率との関係を見る。沖縄、北海道、東北地域では高校生を受け入れる就職先が少ないことが伺える。都市部での就職率が低い原因は、大学進学や専門学校への進路があるためであるが、中でも愛知は非常に高い就職率であった。福井、富山、三重などの県では、半数以上の高校生が就職しており、地域での受け入れ企業が存在していることから、失業率が低い結果となっている。

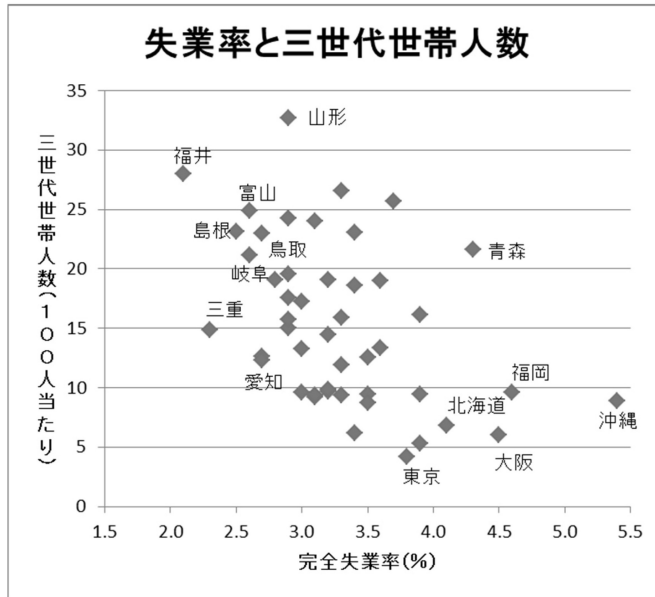


図4-3 都道府県別失業率と三世代世帯人数散布図

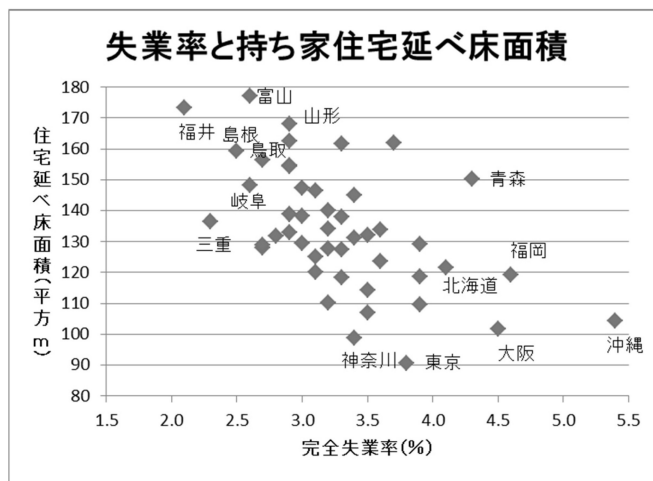


図4-4 都道府県別失業率と持ち家住宅延べ面積散布図

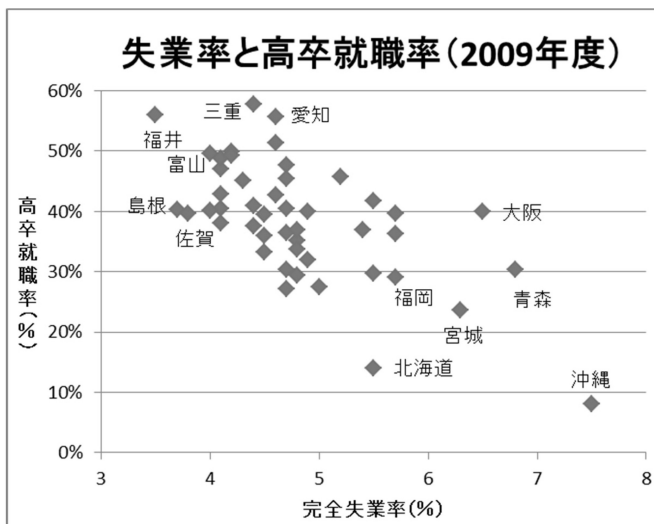


図4-5 都道府県別失業率と高卒就職率散布図

5. 求職者支援訓練の課題と対策

2015（平成27）年10月の厚生労働省第労働政策審議会第93回職業能力開発分科会（現人材開発分科会）の中で、求職者支援訓練の現状と課題として、①求職者ニーズへの対応が不十分、②訓練受講よりも早期就職、③訓練期間が長いことを理由に受講をためらう、④十分な社会人経験を有する者を中心に、社会人スキルを不要とする意見、⑤求人者側からも社会人基礎力の充実を求める意見、の5項目を挙げている。これらの課題を踏まえ、特に完全失業率の高い都道府県の特定求職者がこの制度を利用しやすいように、基礎コースのカリキュラム及び職業訓練受講給付金を中心に対応策を検討する。

求職者支援訓練の受講対象となる特定求職者には、雇用保険の受給終了者及び受給要件を満たさなかった者、雇用保険の適用がなかった者、就業経験がない学卒未就職者、中退未就職者、就業経験が短期間で乏しい非正規労働者、就業経験に長期のブランクがある失業者、育児等のブランクがある者、自営廃業者等個々に様々なキャリア、学歴、能力、年齢の者がいる。これらの受講者を1つの教室で同じカリキュラムで訓練を実施しているところに無理があると考える。では、どのようなカリキュラムを策定すれば解決に導けるかであるが、基礎コースのカリキュラムは、①社会人スキルの訓練として職業能力開発講習、②職業スキル（学科・実技）の訓練として多くの職業・職種に共通する職務遂行のための基礎的な技能等の修得（ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトの基本操作、WEB制作ソフトによるWEBページ作成・管理の基礎、基本的な会計知識（簿記3級程度）等）、③職場見学、職場体験、職業人講話、④企業実習（任意設定）、⑤就職支援（任意設定）で構成されている。問題になるのが受講者一律に最初の1か月間で100時間以上の職業能力開発講習を受講してい

る点である。基礎コースの受講を希望する者は、就業経験が乏しく社会人スキル及び職業スキル（学科・実技）を求める者、就業経験は十分であるが未経験の基礎的な職業スキル（学科・実技）のみを求める者と大別されることから、この職業能力開発の受講が必要な者と不要な者とを受講申し込み時にハローワークと受講者選考時に訓練実施機関にてキャリアコンサルティングを実施し、不要と判断された者については職業能力開発講習を省略し、職業スキル（学科・実技）から受講を開始できるように改定する必要がある。また、職業スキル（学科・実技）の訓練時間を見直し、基礎コース全体の訓練期間の短縮を図り訓練期間が長いとする課題にも対応させる必要があると考える。

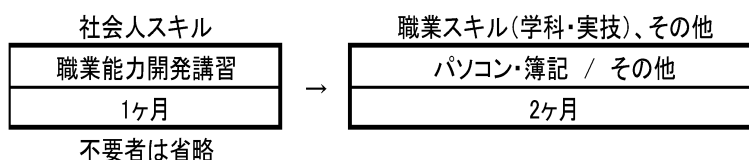


図5-1 カリキュラム例

この策定したカリキュラム例は全体の訓練期間を最長3か月間とし、社会人スキルの訓練が不要の者は2か月で修了する。また、職業スキル（学科・実技）の訓練も細分化し、営業・販売・事務分野の訓練であれば、パソコン技能（Word・Excel・PowerPoint等）及び簿記を科目設定し、受講者のスキルに応じて選択受講制にすることにより訓練期間が短縮される。求職者支援訓練の受講者の男女割合は2017（平成29）年度で女性が72.43%となっており、求職者支援訓練創設以来この比率はほとんど変化がない。訓練を受講する女性で育児、子育て中の方々も多いので、1日の受講時間の短縮、在宅でも訓練を可能にするeラーニングの導入も検討すれば受講者のニーズに対応できるのではないかと考える。

次に、職業訓練受講給付金の支給額及び支給要件等の緩和を考える。本稿第2章第5節のとおり全国一律に支給額は「月10万円＋交通費」である。しかし、都道府県毎に最低賃金が決められており、平成30（2018）年度の都道府県別最低賃金は、最高額の東京都が¥985/h、最低額が鹿児島県の¥761/hである。求職者支援訓練の1か月の受講日数、1日の受講時間を月の就業時間と仮定すると、東京都では（¥985×6時間）×20日＝¥118,200、鹿児島県では（¥761×6時間）×20日＝¥91,320となり、最低賃金の高い都道府県は月10万円＋交通費の支給額に魅力がないと考える。最低賃金は、物価、賃金などの差によって地域毎の実情を踏まえて決定されている。よって、職業訓練給付金の支給額は最低賃金連動型とし、受講者の居住地（都道府県）の最低賃金に比例させ、月10万円を最低基準（最低の都道府県）とすれば、最低賃金の高い都市部、即ち完全失業率が比較的高い都道府県での求職者支援訓練の利用が促されるのではないかと考える。また、支給要件について、8割以上の出席率、本人の収入、世帯の年収・金融資産等の要件がある。中でも世帯の年収・金融資産は除外すべきであり、受講者本人の状況のみを要件し、特定求職者のセーフティーネットとしての求職者支援制度を利用しやすいように支給要件の緩和を検討する必要があると考える。

6. おわりに

求職者支援訓練の現状を完全失業率から分析をした結果に基づき、今後の課題と対策を検討した。上述のとおり特定求職者のキャリアは様々である。有効求人倍率の上昇により、特定求職者が職種を限定しなければ必ずしも求職者支援訓練を受講しなくても何らかの職に就ける状況にある。訓練期間は多くの場合3～4か月間であり、特定求職者は雇用保険の受給がないので1日でも早い就職を希望しており、訓練に時間を割くよりも早期に職に就くことを考えるのではないか。また、訓練を受講し受講中に就職が決まれば途中退校となり訓練が中途半端なものになってしまうという懸念もあり受講をためらう者が多いのではないかと考える。これら求職者支援訓練の課題はカリキュラムの改定、職業訓練受講給付金の支給要件緩和では対応できず、あらゆる角度から見直しが必要である。受講者数の減少、開講充足率、開講率が100%を切る状況、受講者が集まらず開講中止が続くと、求職者支援訓練を機構より委託された訓練実施機関は運営が維持できず、閉校（倒産）という状況に陥る。恒久制度である求職者支援制度がより良い制度となるように今後の制度のあり方について訓練現場の状況を踏まえながら今後も更なる研究を続けたい。

注

- 1 雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の方であって、職業訓練の受講などの就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める方です。（出典：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構<http://www.jeed.or.jp/index.html>）
- 2 労働力人口（満15歳以上のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口）に占める完全失業者の割合。（出典：コトバンク「大辞林 第三版」<https://kotobank.jp/>）
- 3 求職者支援訓練受講者数、基礎・実践割合、訓練分野、地域ニーズ枠等の計画である。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 4 職業能力開発講習は、職業スキルとは別に、就職活動はもちろん、仕事をしていくうえでも役立つ『ビジネステクニック』『ビジネスヒューマン』『就職活動計画』『職業生活設計』の4つの内容を学んでいきます。（出典：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構<http://www.jeed.or.jp/index.html>）
- 5 「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに来所し、「職業訓練受講給付金」の支給申請と職業相談を行います。支給単位期間における日数（支給単位期間のうち、「職業訓練受講給付金」の対象となる日数）が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 6 訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合でハローワークが必要性を認めた方が対象となります。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 7 「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 8 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 9 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠席・早退した場合で、実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、「1/2日出席」として取り扱います。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）

求職者支援訓練の現状と課題—各都道府県の完全失業率分析—

- 10 「8割以上」の出席率とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定（端数が生じた場合は切り捨て）し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 11 連続する3支給単位期間のことをいいます。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 12 各支給単位期間における「受講者数の合計数」です。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 13 ここでいう「受講者数」とは、訓練の修了者数と就職を理由とした中途退校者数の合計数です。訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含みません。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 14 平成28年4月1日開講コースからは、訓練終了日において65歳以上の者の数を除外して就職率を算定します。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 15 「就職した」とは、訓練が終了した日から起算して3か月を経過する日までに、雇用保険の一般被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者は対象外）または、労働者を雇用する事業主（雇用保険の適用事業の事業主）となった場合をいいます。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 16 都道府県等が実施する公共職業訓練であり、対象は主に雇用保険受給対象者である。平成28年11月に公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練の愛称をハローレーニングに決定した。（出典：厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）
- 17 全国の公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合、有効求人数（前月から繰り越された求人数とその月の新規求人数との合計）を有効求職者数（前月から繰り越された求職者数とその月の新規求職申込件数との合計）で除したもの。（出典：コトバンク「デジタル大辞泉」<https://kotobank.jp/>）
- 18 働く意思と能力をもち、求職活動を行っていながら、就職の機会を得られない者。（出典：コトバンク「デジタル大辞泉」<https://kotobank.jp/>）

参考文献

- 1 日本産業教育学会 2013『産業教育・職業教育学ハンドブック』大学教育出版
- 2 富田義典2013「求職者支援制度の政策的意義について」
<https://core.ac.uk/download/pdf/59167095.pdf#search>（2018.3.7閲覧）
- 3 久保英樹、倉田康路2014「第二のセーフティネットとしての求職者支援訓練の現状と課題—介護福祉分野コース修了生の職業訓練受講給付金受給と就職状況から」
<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/uploads/ck/adminmini/files/>（2018.3.8閲覧）
- 4 大木栄一2016「『基金訓練』から『求職者支援訓練』への移行—どのような変化が起きたのか」
http://libds.tamagawa.ac.jp/dspace/bitstream/11078/402/1/4_2016_29-44.pdf#search（2018.4.20閲覧）
- 5 厚生労働省「求職者支援制度のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html（2018.4.28閲覧）
- 6 厚生労働省「第107回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会資料」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000103919.html>（2018.6.23閲覧）
- 7（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」
<https://www.jeed.or.jp/js/shien/q2k4vk0000003gji-att/q2k4vk0000003gnb.pdf#search>（2018.6.23閲覧）
- 8 厚生労働省職業安定局「公共職業安定所（ハローワーク）の主な取組と実績」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000067861.pdf>

国際研究論叢

- (2018.7.4閲覧)
- 9 全国最低賃金ランキング「全国最低賃金ランキング2018年」
<https://www.saitei-chingin.com/ranking/2018/> (2018.10.3閲覧)
 - 10 総務省統計局「労働力調査参考資料, 第6表都道府県別完全失業率(モデル推計値)」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html> (2018.10.18閲覧)
 - 11 厚生労働省「中央訓練協議会第1回～第20回資料」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokunou_128998.html (2018.11.6閲覧)
 - 12 都道府県別統計とランキングで見る県民性
<https://todo-ran.com/> (2018.11.20閲覧)